

反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有に反対する会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、国が反撃能力（敵基地攻撃能力）を保有すること及びそのための準備を進めることは、憲法に違反するので、これに反対します。
- 2 当会は、国に対し、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づき、国際平和の維持のために最大限の外交努力を尽くすことを求めます。

第2 声明の理由

- 1 政府は、2022年12月16日、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を閣議決定し、相手国の領域内にあるミサイル発射手段等を攻撃するための「敵基地攻撃能力」や、攻撃対象を「敵基地」以外に拡大することになりかねない、「反撃能力」の保有を進めようとしています。

また、政府は、反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有に関連し、防衛予算を倍増する方針を決定しています。

- 2 しかし、これらの決定は、これまで政府が取ってきた専守防衛政策を大きく転換するものであり、近隣諸国に脅威と不信を呼び起こし、限りない軍拡競争に陥る危険があります。

- 3 憲法上、外国の領域内への攻撃は、憲法9条1項の「武力の行使」にあたり、そのための武器は、同条2項の「戦力」にあたり、憲法に違反します。

政府は、自衛権を発動するためには、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、の三要件を充たす必要があるとしていました。

現在、日本には迎撃システムがあり、飛来するミサイルに対応可能な体制が存在しますし、日米安全保障条約も存在しますので、②の要件を充たしませんし、攻撃対象には、「指揮統制機能等」、つまり、軍司令部や政府関係機関等も含まれる可能性があり、そのような攻撃は、必要最小限度の実力行使にとどまらず、③の要件も充たしませんので、自衛権の発動として外国の領域内を攻撃することはできません。

また、政府は、自衛のための必要最小限度の実力は、憲法9条2項の「戦力」の解釈として、他国に侵略的な脅威を与えるような攻撃的武器の保有はいかなる場合にも許されないとしています。しかし、反撃能力（敵基地攻撃能力）として、遠く離れた相手国の領域内を攻撃

できるミサイルなどの武器は、他国に侵略的な脅威を与えるような攻撃的武器にあたり、憲法9条2項で禁止される「戦力」にあたるといえます。

さらに、このような閣議決定を国会審議も経ずに行ったことは、国民主権（憲法前文、憲法41条、同43条）や公務員の憲法尊重擁護義務（憲法99条）の観点からも問題といえます。

- 4 ところで、相手国が、いつ、どこから、どこに向けてミサイルを発射するかを見極めることは困難といわれています。もし、日本がその判断を誤って、他国の領域内を攻撃すれば、違法な先制攻撃となってしまいます。また、日本が直接攻撃を受けていなくても日本の周辺で同盟国が攻撃を受け、日本の存立に深刻な影響が及ぶ（存立危機事態）と判断すれば集団的自衛権を行使できるという安全保障関連法のもとで、反撃能力（敵基地攻撃能力）が同盟国のために行使されると、相手国からすれば、日本から先制攻撃を受けたこととなります。それに対し、相手国が日本に反撃してくれば、日本が当事国となる戦争に突入することになってしまいます。

日本が自国を守るために行う個別的自衛権の行使にしても、上記の集団的自衛権の行使にしても、相手国の領域を攻撃することは、相手国の反撃を招いて武力の応酬に直結することになります。そうなれば、国民への多大な犠牲や財産の破壊は避けられず、この国に再び戦争の惨禍が起こることになりかねません。

- 5 このような破局的な結末を避け、日本の存立を維持するためには、国際社会の平和、とりわけ経済的、文化的に緊密な関係にある近隣諸国との武力紛争を防止して、平和的な外交関係を構築する以外に方法はありません。そのため、政府は、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づき、関係諸国との間で主体的な役割を果たし、国際平和の維持のために最大限の外交努力を尽くすことこそが必要であり重要です。
- 6 よって、当会は、国が反撃能力（敵基地攻撃能力）を保有すること及びそのための準備を進めることに反対するとともに、国に対し、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づき、関係諸国との間で主体的な役割を果たし、国際平和の維持のために最大限の外交努力を尽くすことを求めます。

2023（令和5）年8月2日

徳島弁護士会

会長 梶野正寛